

鳥取県告示第28号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成22年1月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 米子市大篠津町北部及び境港市佐斐神町南部
- 3 終了年月日 平成21年9月30日